

宝くじの社会貢献広報の仕方

1. 購入備品、設備への広報表示

(1) 「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。

(表示についてはカラーで行い、モノクロでの表示は不可とします。

ただし、単色刷りの広報誌・チラシなどの場合はモノクロ表示を可とします。)

※デザインマニュアルがカラー、データで必要な場合は一般財団法人自治総合センター

デザインマニュアルのホームページ (URL <http://www.jichisogo.jp/enterprise>)

からダウンロードして利用して下さい。

(2) 整備した設備・備品(付属品・部品を含む)の全てに広報表示を行ってください。

広報表示の出来ない設備、備品は助成対象外となります。

(なお、広報表示の作成等にかかる費用は、助成対象経費になります。)

(3) 広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所(高さ)、大きさで表示してください。(備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可とします。)

(4) 広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示(布生地への表示に限る)を原則とします。

(特に屋外に設置する備品・設備については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。)ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。

(5) 表示は、剥離の懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。

(6) 広報表示の参考例

法被等の衣装類	衣装それぞれ(衣装の上下、帯、その他付属品を含む)の表地(裏地は不可)に縫い付けによる広報表示を行う。加えて、使用時に看板等により、宝くじの助成金で整備した旨の広報を行うことが望ましい。
テント	各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさで、広報表示(A3程度)を行う。
カーテン	本体のほか、壁の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
天井に設置する照明器具や空調機器、音響機器	本体のほか、壁(スイッチやリモコン部分等)の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
犯灯や屋外放送設備	本体のほか、柱・ポールの人目に付く高さにもプレート等で、広報表示を行う(もしくは看板による広報表示を行う)。
広場の遊具等の整備	整備する遊具等の設備本体のほか、広場の入り口等に看板等で広報表示を行う。
組み立て式ステージ等	それぞれの備品(部品)のほか、看板やプレート等で広報表示を行う。

(7) 写真については、次の項目を充足するようにしてください。

- ① 整備した設備・備品の全体が確認できる。
(設備・備品名と写真が一致するようにしてください)
- ② 整備した設備・備品の数量とそれぞれの広報表示場所が確認できる。
- ③ 広報表示のデザインが確認できる。

2. コミュニティセンターへの広報表示

(1) 以下の仕様にに基づき、それぞれの事業実施主体で作成したプレートを、建物入り口等の視認可能な場所（高さ）に表示してください。

(2) プレートの仕様は次のとおりです。

アクリル製：縦 210 mm×横 297 mm×厚さ 3 mm（A4 サイズ、四隅をビス留め）

3. 印刷物等への広報表示

(1) 「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。

(2) 作成する**全ての**印刷物や配布物（チラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、横断幕、新聞等広告、図録、報告書等成果物）に広報表示を行ってください。ただし、チケット、新聞、雑誌で掲載欄に限界がある場合は、「宝くじの助成金で実施する」旨を表記してください。

(3) 広報効果が発揮できる場所、大きさで表示してください。

以上